

## 第9回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第9回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和元年8月2日（金） 午前10時00分から正午まで	
場所	利根町役場 4-A会議室	
出席者	委員	坂野委員長，手塚副委員長，加藤委員，市川委員，猪鹿月委員，船川委員，飯塚委員，加川委員，鈴木（弘）委員，吉岡委員，大越委員，菅沼委員，寺島委員
	事務局	企画課 川上課長、藤波課長補佐，鈴木係長，高野主査，東主任，栗原主任
欠席委員	新井委員，蓮沼委員，鈴木（亜）委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 町民の権利，役割・責務について</li> <li>3 情報共有，個人情報保護について</li> <li>4 条例の位置付け，最高法規性について</li> <li>5 参加と協働について</li> <li>6 次回の開催日について</li> <li>7 その他</li> <li>8 閉会</li> </ol>	
配付資料名	<p>第9回利根町自治基本条例検討委員会 次第</p> <p>資料1 （仮称）利根町自治基本条例 町民の権利（素案）修正案</p> <p>資料2 （仮称）利根町自治基本条例 町民の役割と責務（素案）修正案</p> <p>資料3 （仮称）利根町自治基本条例 情報共有，個人情報保護（素案）</p> <p>資料4 自治基本条例 他市町村比較表「条例の位置付け」，「参加と協働」</p> <p>資料5 最高法規性</p> <p>資料6 参加と協働</p>	
議事内容	次ページ以降の通り	

	<p><b>1 開会</b> (事務局が資料確認)</p> <p><b>2 町民の権利、町民の役割と責務について</b> (事務局より「資料1：(仮称)利根町自治基本条例 町民の権利(素案)修正案」及び「資料2：(仮称)利根町自治基本条例 町民の役割と責務(素案)修正案」に基づき説明)</p>
委員長	<p>まずは、資料1に関して、議論を行いたいと思う。</p>
委員	<p>私はC案を支持する。前回の議論の中で、幸福追求権については、利根町の自治基本条例の内容として相応しくないのではとの意見もあった。しかし、町の在り方として町民一人ひとりが、かけがえの個人であり、尊重される存在だということを再認識する必要もあると思う。その意味で、幸福を追求する権利を、町として最大限尊重していくという姿勢を盛り込むことで、自治基本条例として、より崇高なものになるのではないかと思う。</p>
委員	<p>私もC案がいいと思う。やはり、幸福を追求する権利というのは入れてほしいと思う。</p>
委員	<p>最初に読んだ印象としては、B案がいいと感じた。しかし、ここまでの話を聞くと、C案の方がいいという気持ちになった。A案の「有します」という表現は、私自身としては普段使わない言葉であり、分かりにくいと感じた。</p>
委員	<p>幸福追求権については、入れた方がいいと思う。「最大限尊重されます」という部分については、書かなくても問題ないと思う。しかし、皆さんの意見として入れたいということであれば、C案がいいということになると思う。</p>
委員	<p>ここまでの意見を聞くと、C案がいいのかなとも思うが、どれがいいかといわれると難しい。</p>
委員	<p>私は、A案がいいと思う。事務局の説明を聞く限りは、「有します」という表現の方が適切だと思った。C案の「最大限尊重されます」というのも盛り込んでもいいかなとも思ったが、憲法にも書かれているということであれば、ここでわざわざ書く必要はないのではという気持ちもある。</p>
委員	<p>A案とC案ですごく悩むのだが、私はA案の方がいいと思う。A案の方が簡潔で、分かりやすいと思う。</p>
委員	<p>私はC案がいいと思う。「最大限尊重」という言葉は入れておいた方がいいと思う。また、第2項、第3項の「保障されます」は、A案の「有します」の方がいいと思う。</p>

委員	<p>語尾は「有します」の方がいいと思う。資料1は権利の話であるが、次に出てくる責務との関連性も考慮する必要があると思う。町民としての責務も果たしつつという観点からいうと、「有します」の方がいいと思う。「保障されます」は、主体が曖昧であり、誰が、何を、どのように保障していくのかというのが、はっきりしていない気がする。結論としては、A案がいいと思う。第1項については、あまり必要ないのではと思っている。</p>
副委員長	<p>今、言われたように、責務とも関わってくるものになるので、それを考えると、第1項の「最大限尊重されます」というのはすごく魅力的ではあるが、そこだけを掲げてもいけないのかなと。そういったことを考えると、A案の方が、第1項から第3項までが共通しているように感じられ、いいかなと思う。</p>
委員	<p>私も、次の責務のことも考えると、A案の方がいいのかなと思う。</p>
委員	<p>私も「有します」の方がいいと思う。文章としても分かりやすくなるのではと思う。</p>
委員長	<p>ここまでの話をまとめると、C案がいいという方が多数ではあったが、第2項、第3項の語尾については、A案の「有します」の方がいいとの意見もあった。「保障されます」と「有します」というのは、基本的には違う意味合いを持つ表現である。「保障されます」の場合は、町が権利として保障するということになる。対して、「有します」の場合、利根町の町民であれば誰でも持っている権利ということになり、ここに少し違いがある。</p> <p>それでは、まずは、第1項について、「最大限尊重されます」にするのか、「有します」にするのかということについて、委員の皆さんの考えを確認したいと思う。どちらがいいか、挙手を願いたい。</p> <p>(「有します」：3人、「最大限尊重されます」：4人)</p>
委員長	<p>次に、第2項、第3項について、語尾をA案の「有します」にするのか、C案の「保障されます」にするのかということで、同じく挙手を願いたい。</p> <p>(A案「有します」：8人、C案「保障されます」：3人)</p>
委員長	<p>では、現時点の皆さんの考えとしては、このような結果となった。</p> <p>この後の議事の中で、加藤委員より「参加と協働」について話をさせていただき予定となっている。ここでは一端、締めさせていただき、加藤委員の話を聞いた後、最終的な皆さんの意見を確認したいと思う。</p>
委員長	<p>では、次の「町民の役割と責務」に入っていきたいと思う。</p>
委員	<p>修正案では、「次の世代のことを考え」という言葉が気になった。例えばC案の第</p>

	<p>2項を、「町民は、お互いを尊重するとともに次の世代のことを考え、協力してまちづくりに努めます」といった文章にすると、いいのかなと思った。「尊重し、」で一回止めてしまうと、「次の世代のことを考え」というのが強調されてしまい、違う意味合いも出てきてしまう気がするので、文言をつなげた方がいいのではと思う。どれがいいかといわれると、どれもそんなに違いはないのだけれども、C案を今言ったように変えればいいのではと思う。</p>
委員	<p>「次の世代のことを考え」という言葉についてだが、この言葉が出てくると、次の世代が協調された分、今のことが曖昧になっているように感じる。次の世代のことを入れるのであれば、次の世代のことも書きながら、今も大事だということを示せるような文章がいいのかなと思う。</p>
委員	<p>この文章を読んだ時、感覚としてはC案がいいと思いった。「協力して」という言葉の前に「次の世代のことを考え」というのが入っているのがいいなと感じた。</p>
委員	<p>第2項の語尾は、A案の「進めます」の方がいいと思う。「次の世代のことを考え」の部分については、前後の文章を変えればいいかなと思った。</p>
委員	<p>私は、C案がいいと思った。どの案も内容は同じようなことであるが、他の委員の意見を聞いていると、次の世代のことというのは大切なことだと感じる。</p>
委員	<p>私は、B案とC案を比べると、C案かなと思う。やはり、「次の世代のことを考え」というのは入れてほしいと思う。</p>
委員	<p>私はC案がいいと思うが、第2項については、「互いを尊重し合うとともに次の世代のことを考えながら、協力してまちづくりに努めます」とすればどうかなと思う。また、第2項の「努めます」については、A案の「進めます」とした方がいいのではないかなと思う。前回の議論では、「次の世代のことを考え」という部分を削除してもいいのではとの議論もあったが、「次の世代のことを考え」というのは、国連でも「SDGs」というのが決められており、国も県も、持続可能な開発目標を取り入れるということを進めている。自治基本条例の中に「SDGs」をそのまま入れ込むということは、ないのかもしれない。しかし、次の世代に何を残せるのか、そういうことも考えながら、まちづくりに取り組むことは、重要なことではないかと考える。</p> <p>(「SDGs(Sustainable Development Goals)」について、委員長より補足説明)</p>
委員	<p>私はB案とC案を比べ、第1項に「次の世代のことを考え」というのが入っている方がいいと思ったので、B案がいいと思う。第1項で「次の世代のことを考え」というのを含め、まちづくりの姿勢について包括的なことを書き、第2項、第3項につなげた方が分かりやすいのかなと思う。</p>
委員	<p>C案がいいと思う。ただ、他の委員の意見を聞くと、そういった考え方もあるのか</p>

	<p>と感じる部分もあり、難しい。</p>
委員	<p>私はB案がいいと思う。C案は、協力体制の中で次世代のことも考えていくという印象もある。B案の方が主体的に、次の世代のことを町民それぞれが考えてまちづくりに参加し、第2項、第3項で互いに協力して責任を持つという展開の方が、現時点ではいいかなと思っている。</p>
委員	<p>私は前回提出案がいいと思っている。第3項の「自らの発言と行動に責任を持ちます」というのは、町民にとってはむしろ重い内容かなと感じており、そこに「次の世代のことを考え」というのが入っていることで、文章のイメージとして少し柔らかくなっている部分もあるのかなと思う。</p>
副委員長	<p>私は一応B案がいいと思うが、第2項の語尾については、もう少し考えさせていたいただきたいと思う。</p>
委員長	<p>ここまで色々な論点が出てきているが、C案については5人の委員が支持している。ただし、第2項の表現については、「尊重するとともに」又は「尊重し合うとともに」とするのはどうかとの提案があった。次にB案については、3人の委員が支持している。第2項の語尾については、「進めます」の方がいいとの意見、まだ迷っているとの意見があった。なお、この語尾については、C案でも変えることは可能である。</p> <p>「努めます」というのは、一般的には努力義務であるが、では、どこまでやれば努力義務を果たしたといえるのか。これについて明確な基準というものはないと思う。対して「進めます」というのは、二つの考え方がある。一つは、事務局の意図するところでもあると思うが、明確性、そして義務性をより出している考え方である。もう一つは、理念条例で使われるような、宣言規定という考え方である。自治基本条例は、ある意味では理念条例的な側面もあり、努力義務を規定することもある。なので、どちらも間違っていないのである。どちらがいいかというのは、感覚的な問題であるといえる。</p> <p>難しい議論になってきたが、これらについても、この後の加藤委員の話聞くことで、イメージもしやすくなると思うので、ここでは結論を保留させていただき、次に進めさせていただきたいと思う。</p> <p><b>3 情報共有、個人情報の保護について</b>  (事務局より「資料3:(仮称)利根町自治基本条例 情報共有、個人情報の保護(素案)」に基づき説明)</p>
委員長	<p>事務局からの説明について、質問、意見等はあるか。</p> <p>(特になし)</p>

<p>委員長</p>	<p><b>4 条例の位置付け，最高法規性について</b></p> <p>「4. 条例の位置付け，最高法規性について」ということであるが，この点については，これまでも加藤委員より，説明をいただいている。今回は具体的な条文の検討ということになるので，これまでの復習も兼ねて，改めて加藤委員より説明をお願いしたい。</p> <p>(加藤委員より「資料5：最高法規性」に基づき説明)</p>
<p>委員長</p>	<p>加藤委員からの説明について，何か質問等はあるか。</p> <p>(特になし)</p>
<p>委員長</p>	<p>今，加藤委員より説明いただいた内容を，条文にしたものが資料4になる。それでは，資料4について事務局より説明をお願いしたい。</p> <p>(事務局より「資料4：自治基本条例 他市町村比較表「条例の位置付け」，「参加と協働」」に基づき，「条例の位置付け」について説明)</p>
<p>委員長</p>	<p>次に，具体的な条文の文言についてであるが，これについては専門的な話にもなるので，事務局に一任するのがよいと思うのだが，いかがだろうか。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>委員長</p>	<p><b>5 参加と協働について</b></p> <p>先ほど，町民の権利，役割と責務についての結論を後に回したのには理由がある。権利や役割，責務の中には「参加」というもの，そして「協働」という趣旨も入ってくる。そこで，加藤委員より，この「参加と協働」について説明いただき，その内容を踏まえた上で，改めて考えていただくのが，いいのではと思ったからである。では，まずは加藤委員より説明をお願いしたい。</p> <p>(加藤委員より「資料6：参加と協働」に基づき説明)</p>
<p>委員長</p>	<p>加藤委員からの説明について，何か質問等はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>資料6で，「住民参加は，行政の政策形成過程へ住民が参加すること」とあるが，これは直接参加することに限定されるのだろうか。</p>
<p>加藤</p>	<p>行政が，こういった審議会や委員会を開くといった場合に，住民が参加するということである。</p>

委員	<p>「広聴は、行政側が住民の意見、要望を聞くだけ。形成過程へ直接関われない」とあるが、利根町で行われている「町長への手紙」といった制度は、広聴の一環だとは思いますが、そういった広聴の一環が、政策形成過程に直接でなくても、影響を及ぼすこともあると思うのだが、それでも広聴と参加というのは、別のものと考えた方がいいのだろうか。</p>
加藤	<p>私は、その方が理解しやすいと思っている。住民参加というのは、あくまで、この委員会のような場で、会議で議論をして、合意形成を図っていくということで、広聴とは別のものと考えていただければと思う。</p>
委員長	<p>そういった広聴の取組みが、政策形成において重要な仕組みであることは間違いないと思うし、それを参加の一つの在り方として強調している自治体もある。ただ、加藤委員がいうように、一般的に「参加」というのは、政策形成への参加ないしは実施、評価まで含めるということが多くなっている。加藤委員のいう「参加」というのは、制度として町民の声を反映させているのかどうかということであり、先ほどの「町長への手紙」のように、町民からの意見を行政側が反映させるかどうか、不安定なものは制度化されていないということで、「参加」ではないということである。</p> <p>そこで、この周辺の自治体において、「参加」に関して最も進んでいるといわれる自治体がある。それが千葉県白井市であり、千葉県で最初に市民参加条例が制定された自治体である。現在も、市民参加に関する審議会等が開催されており、そこに手塚副委員長も関わられているとのことである。参考までに、副委員長より、白井市での取組みについて、説明をお願いしたい。</p> <p>(副委員長より、千葉県白井市での取組みについて説明)</p>
委員長	<p>副委員長からは、白井市の市民参加条例に基づく審議会の話をしていただいた。話を聞くと、市民が「参加」ということで市政に大きく関わる反面、市民も多くの勉強をして、たくさんの時間を割いて、関わっていかねばならないということが分かる。そういう意味では、参加の権利に対し、責務も負わされるということの一つの表れかと思う。</p> <p>それでは、ここまでの話を聞いた上で、もう一度、資料1及び資料2について考えていきたいと思う。</p> <p>資料1について、全体としてはA案又はC案という意見が多かったと思うが、ここで改めて確認させていただきたいと思う。選択肢としては、A案、C案、そして、A案を基本とし、第1項については「最大限尊重されます」とするAC折衷案の3つになるかと思う。では、これらの案の中で、挙手を願いたい。</p> <p>(A案：0人、C案：1人、AC折衷案：6人)</p>
委員長	<p>では、現段階としてはAC折衷案で決定ということで、了承いただきたい。</p> <p>(一同了承)</p>

委員長	<p>次に資料2について、こちらではB案又はC案という意見が多かったかと思う。ただし、C案の第2項の語尾は「進めます」の方がいいのではとの意見もあった。また、前回提出案で問題ないとの意見あった。</p>
委員	<p>「次の世代のことを考え」について、町民だけが、次の世代を考えるのかということで、まだ引っ掛かっている。また、先ほど、第1項には包括的な規定をしたらどうかという話があったが、一つの条文の中の項というのは、やはり本来同じものだと思う。「次の世代」ということを出すのであれば、前文など、もう少し上の段階で出した方がいいのではと思う。</p>
委員長	<p>「次の世代のことを考え」の部分については、入れたいという意見の方もいるので、そのあたりも踏まえた上で、考えていきたいと思う。</p>
委員	<p>先ほどまでは、フレーズとして「次の世代のことを考え」というのが引っ掛かっていたのだが、ここまでの話を聞いていると、次の世代のことは当然、意識しながら進めなければならないので、あえてここで入れる必要もないのではと、強く思うようになった。</p>
委員長	<p>まずは、「次の世代のことを考え」というのを入れるかどうか、確認したいと思う。入れるか、入れないか、挙手を願いたい。</p> <p>(「次の世代のことを考え」を、入れる：5人、入れない：7人)</p>
委員長	<p>では、「次の世代のことを考え」を入れる案と入れない案の両方を事務局に作成いただき、次回確認したいと思う。</p> <p>次に、第2項の語尾について、「努めます」か「進めます」で、挙手を願いたい。</p> <p>(「努めます」：2人、「進めます」：10人)</p>
委員長	<p>これについては圧倒的多数ということで、「進めます」にさせていただきたいと思う。</p> <p>次に、先ほど資料4の「条例の位置付け」について、事務局より説明していただいたが、「参加と協働」については、まだ説明されていなかったもので、これについて、説明をお願いしたい。</p> <p>(事務局より「資料4：自治基本条例 他市町村比較表「条例の位置付け」、「参加と協働」に基づき、「参加と協働」について説明)</p>
委員長	<p>事務局からの説明の中では3つのポイントがあった。1つ目が、杉戸町のように、参加と協働を別々にするというものである。2つ目が、龍ヶ崎市と東海村のように、参加と協働を一つにまとめてしまうというものである。3つ目が、余市のように、ど</p>



	<p>ちらかだけを出して強調するということである。条文を作る上では、これら3つの方法がある。しかし、ここで問題になるのが、「参加」とは具体的に何なのか、あるいは「協働」とは具体的に何なのかということである。これについては以前、定義はしないで議論を進めるとの話があったが、やはり、利根町での協働の定義というのをしなくてはならないと思うのだが、加藤委員は学識者として、どうお考えか。</p>
加藤	<p>私も定義はした方がいいと考えている。</p>
委員長	<p>では、次回、この「参加と協働」という条文を考える上で、「協働」の定義をしなくてはならないということで、事務局には資料作成をお願いしたいと思うが、皆さんもそれでよろしいだろうか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>では、今回は、「協働」の定義について議論した後、「参加と協働」というところを考えていきたいと思う。</p>
	<p><b>6 次回の開催日について</b></p> <p>次回の開催日：令和元年8月30日（金）午前10：00からで決定された。</p> <p><b>7 その他</b></p> <p><b>8 閉会</b></p> <p style="text-align: right;">以上。</p>